

商業地域において大規模建築物を建築する場合、
『自転車駐車場の附置義務』
が課せられます。

平成28年10月1日施行

背景と目的

富山市では、これまで市民の良好な生活環境を確保し、都市機能の維持及び増進に寄与するため、公共の場所における自転車の放置防止に努めてまいりました。

近年、富山駅周辺や中心市街地の一部において、自転車の路上における違法駐車が常態化しており、今後の中心市街地の再開発等による来街者や居住者の増加による自転車需要の増加により、都市景観等への悪影響が懸念されております。

のことから、一定規模を超える大量の自転車の駐車需要を生じさせる建築物に対し、新たに自転車駐車場の附置義務を課すことになりました。

附置義務の内容



対象地域	商業地域
対象となる施設の規模	大規模建築物（床面積1,000m ² 以上）
対象となる用途	遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス、レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署、銀行、郵便局、学校施設、映画館・劇場、病院・診療所、共同住宅等建築物、事務所
附置義務の規模	床面積250m ² 毎に1台
自転車駐車場の構造及び規模	駐車台数1台につき、幅0.6m以上、奥行1.9m以上 ※特殊の装置を用いる場合は、この限りでない。
罰則	措置命令に従わない場合10万円以下の罰金等
適用開始日	平成28年10月1日

自転車駐車場設置の届出手続き

手続きの流れ

- ① 事前協議
- ② 設置(変更)届出書
- ③ 提出書類の確認
- ④ 建築確認申請
- ⑤ 工事着手
- ⑥ 工事完了
- ⑦ 完了検査
- ⑧ 供用開始

附置義務の適用により自転車駐車場を設置しようとする場合は、「**自転車駐車場設置(変更)届**」に次の書類を添付したものを2通作成し、本市受付窓口へ提出してください。なお、本市では、設置に際し事前協議は義務付けておりませんが、届出後の手続きを円滑に進めるため、できるだけ、事前協議にご協力ををお願いします。

■添付書類

- 自転車駐車場に係るもの
 - 付近見取り図 ○配置図 ○各階平面図
- 建築物に係るもの
 - 配置図 ○各階平面図

■受付窓口

富山市都市整備部交通政策課 交通企画係
富山市役所東館6階 ☎076-443-2195



附置義務の対象区域

都市計画法第8条第1項第1号の商業地域

※対象地域の確認は、「インフォマップとやま(富山市地図情報システム)」をご利用ください。

<http://www2.wagmap.jp/toyama/top/agreement.asp?dtp=16&dtpold=&npg=/toyama/top/select.asp&npr=dtp=16/pl=3>

附置義務の対象者

○対象となる施設の設置者(所有者)

附置義務の対象行為

○平成28年10月1日(施行日)以降に、対象となる区域内に、新築・増築の工事を着手する際、自転車駐車場の設置が義務付けられます。なお、施行日以降新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6ヶ月を経過した日より前に建築物の新築または増築の工事に着手した者については適用しません。

自転車駐車場の管理

○附置義務により設置した自転車駐車場の所有者又は管理者は、その設置目的に適合するよう管理してください。

他の注意事項

○自転車駐車場は、当該建築物または、当該建築物の敷地内に設置してください。なお、自転車駐車場は建築物の上層階その他の利用しにくい位置への設置を避けるなど、利用者の利便に配慮してください。

○富山市自転車駐車場の附置等に関する条例を適正に施行するため、必要に応じて、次の権限行使することができます。

【立入検査】

・建築物若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすることがあります。

【措置命令】

・条例の規定に違反した者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずる場合があります。

【罰則】

・条例の規定に違反した者に対して、違反の程度に応じて罰金を科すことがあります。